

若松税理士事務所通信

令和 3年 7月号 No.101

<ごあいさつ>

今年は、平年よりもかなり早い梅雨入りでした。過去に記録的な大雨により各地で甚大な被害が発生したケースがありますので、梅雨明けまでは注意が必要です。なお、お車の運転の際は、いつも以上にご注意下さい。また、新型コロナウイルスの予防対策は、引き続き注意が必要です。まだまだ、色々と影響が出ておりますが、皆様くれぐれもお体ご自愛下さい。

<相続税の対策について>

相続税は、課税対象となる相続財産の合計額から基礎控除額を差し引いた金額（課税遺産総額）を法定相続分に応じて案分した取得金額に税率を掛けて算出します。現在の基礎控除は、『3,000万円+600万円×法定相続人数』となっております。

また、相続税の納税は原則現金で、法定納期限（相続の開始があったことを知った日から10ヶ月目の日）までに納めなければなりません。そのため、円滑な相続手続き・今後の相続対策のためにも、まずは相続財産を把握し、リストを作成する必要があります。

なお、対策案としては、①生前贈与で相続財産を減らす、②生命保険に加入する、③死亡退職金等を準備する、④有効活用できる不動産を購入する、⑤生前にお墓・仏壇などを購入する、などが考えられます。

① 生前贈与の活用のメリットは、年間110万円までは非課税で贈与することができます。ただし、相続3年以内の贈与は相続財産に含めます。

② 生命保険の活用のメリットは、死亡保険金の内、『500万円×法定相続人数』が非課税となります。ただし、保険に加入することが難しいケースもありますので、早期に検討する必要があります。

③ 死亡退職金等の準備のメリットは、被相続人の死亡後3年内に支給が確定した退職金等の内、『500万円×法定相続人数』が非課税となります。また、弔慰金等は非課税となります。

④ 不動産を購入するメリットは、評価を下げることができます。なお、建物は固定資産税評価額で、土地は路線価方式又は倍率方式で計算します。

⑤ お墓・仏壇などは非課税財産のため、可能であれば

生前に準備しておく方が良いと思います。

また、建物等の修繕や不用品整理等も有効です。

皆様方も、ご自身・ご家族の相続について、今一度家族間で考えられてみてはいかがでしょうか？

<7・8月の税金関係>

- ① 5月決算の確定申告・11月決算の中間申告
- ② 源泉所得税（納特）の納付・・・7月12日まで
- ③ 所得税の予定納税の通知…納期限は7・11月末日
- ④ 固定資産税の納付（第2期分）…7月末日
- ⑤ 個人事業税の納付・・・8月末日
- ⑥ 個人市県民税の納付（第2期分）・・・8月末日
- ⑦ 算定基礎届の提出・・・7月12日まで
- ⑧ 労働保険の年度更新・・・7月12日まで
- ⑨ 社会保険の標準報酬決定通知・・・8月頃

<若松家の出来事>

現在、長男（小3）、次男（小2）、長女（年中）、三男（1才）の父親として育児に奮闘しております。

先日、長男が9歳になりました。長男の誕生日月に、毎年の恒例の家族写真を撮りに行っていますが、今年で7年目になります。子供達の成長を再確認できる良い機会で、あの頃は小さくて可愛かったなど懐かしい思います。これからもっとでかくなりますね(笑)。

今後も、諸先輩方には、子育て等色々とご指導を頂ければ幸いです。



最後までお読みいただきありがとうございます。

ご質問等ございましたら、

電話・メール・FAXにて

お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所

下関市山の田中央町 4-17

電話：083-242-1448

FAX：083-242-1449

E-mail：info@wakamatsu-office.com

HP：www.wakamatsu-office.com

